

「別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 目次 | 目次 |
| 第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例 | 第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例 |
| 事例 1 独立価格比準法を用いる場合…………… 1 | 事例 1 独立価格比準法を用いる場合…………… 1 |
| 事例 2 再販売価格基準法を用いる場合…………… 17 | 事例 2 再販売価格基準法を用いる場合…………… 17 |
| 事例 3 原価基準法を用いる場合…………… 19 | 事例 3 原価基準法を用いる場合…………… 19 |
| 事例 4 独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合…………… 21 | 事例 4 独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合…………… 21 |
| 事例 5 原価基準法に準ずる方法と同等の方法を用いる場合…………… <u>29</u> | 事例 5 原価基準法に準ずる方法と同等の方法を用いる場合…………… <u>26</u> |
| 事例 6 取引単位営業利益法を用いる場合…………… <u>33</u> | 事例 6 取引単位営業利益法を用いる場合…………… <u>30</u> |
| 事例 7 寄与度利益分割法を用いる場合…………… <u>41</u> | 事例 7 寄与度利益分割法を用いる場合…………… <u>38</u> |
| 事例 8 残余利益分割法を用いる場合…………… <u>51</u> | 事例 8 残余利益分割法を用いる場合…………… <u>45</u> |
| 事例 9 ディスカウント・キャッシュ・フロー法に準ずる方法と同等の方法を用いる場合…………… <u>54</u> | 事例 9 ディスカウント・キャッシュ・フロー法に準ずる方法と同等の方法を用いる場合…………… <u>48</u> |
| 事例 10 差異の調整…………… <u>57</u> | 事例 10 差異の調整…………… <u>51</u> |
| 第二章 独立企業間価格の算定方法の適用等に係る留意事項に関する事例 | 第二章 独立企業間価格の算定方法の適用等に係る留意事項に関する事例 |
| (1) 無形資産の取扱いに関する事例 | (1) 無形資産の取扱いに関する事例 |
| 事例 1 1 研究開発及びマーケティング活動により形成された無形資産…………… <u>60</u> | 事例 1 1 研究開発及びマーケティング活動により形成された無形資産…………… <u>54</u> |
| 事例 1 2 販売網及び品質管理ノウハウに関する無形資産…………… <u>65</u> | 事例 1 2 販売網及び品質管理ノウハウに関する無形資産…………… <u>59</u> |
| 事例 1 3 従業員等の事業活動を通じて企業に蓄積されたノウハウ等の無形資産…………… <u>67</u> | 事例 1 3 従業員等の事業活動を通じて企業に蓄積されたノウハウ等の無形資産…………… <u>61</u> |
| 事例 1 4 無形資産の形成・維持・発展への貢献…………… <u>70</u> | 事例 1 4 無形資産の形成・維持・発展への貢献…………… <u>64</u> |
| 事例 1 5 無形資産の形成費用のみ負担している場合の取扱い…………… <u>72</u> | 事例 1 5 無形資産の形成費用のみ負担している場合の取扱い…………… <u>66</u> |
| 事例 1 6 出向者が使用する法人の無形資産…………… <u>74</u> | 事例 1 6 出向者が使用する法人の無形資産…………… <u>68</u> |
| (2) 利益分割法の適用に当たり共通的な留意事項に関する事例 | (2) 利益分割法の適用に当たり共通的な留意事項に関する事例 |
| 事例 1 7 連鎖取引における利益分割法の適用範囲…………… <u>76</u> | 事例 1 7 連鎖取引における利益分割法の適用範囲…………… <u>70</u> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 事例 1 8 利益分割法の適用範囲から除くことのできる取引…………… <u>79</u> | 事例 1 8 利益分割法の適用範囲から除くことのできる取引…………… <u>73</u> |
| 事例 1 9 分割対象利益等の算出…………… <u>82</u> | 事例 1 9 分割対象利益等の算出…………… <u>76</u> |
| (3) 残余利益分割法の適用に当たっての留意事項に関する事例 | (3) 残余利益分割法の適用に当たっての留意事項に関する事例 |
| 事例 2 0 人件費較差による利益の取扱い…………… <u>85</u> | 事例 2 0 人件費較差による利益の取扱い…………… <u>79</u> |
| 事例 2 1 市場特性、市況変動等による利益の取扱い…………… <u>88</u> | 事例 2 1 市場特性、市況変動等による利益の取扱い…………… <u>82</u> |
| 事例 2 2 基本的利益の計算…………… <u>90</u> | 事例 2 2 基本的利益の計算…………… <u>84</u> |
| 事例 2 3 残余利益等の分割要因…………… <u>92</u> | 事例 2 3 残余利益等の分割要因…………… <u>86</u> |
| (4) ディスカウント・キャッシュ・フロー法に準ずる方法と同等の方法の適用に当たっての留意事項に関する事例 | (4) ディスカウント・キャッシュ・フロー法に準ずる方法と同等の方法の適用に当たっての留意事項に関する事例 |
| 事例 2 4 ディスカウント・キャッシュ・フロー法に準ずる方法と同等の方法の適用における対価の額の算定…………… <u>96</u> | 事例 2 4 ディスカウント・キャッシュ・フロー法に準ずる方法と同等の方法の適用における対価の額の算定…………… <u>90</u> |
| (5) 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置に関する事例 | (5) 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置に関する事例 |
| 事例 2 5 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置…………… <u>100</u> | 事例 2 5 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置…………… <u>94</u> |
| (6) その他の事例 | (6) その他の事例 |
| 事例 2 6 企業グループ内役務提供…………… <u>104</u> | 事例 2 6 企業グループ内役務提供…………… <u>98</u> |
| 事例 2 7 複数年度の考慮…………… <u>111</u> | 事例 2 7 複数年度の考慮…………… <u>105</u> |
| 事例 2 8 国外関連者に対する寄附金…………… <u>114</u> | 事例 2 8 国外関連者に対する寄附金…………… <u>108</u> |
| 事例 2 9 価格調整金等の取扱い…………… <u>117</u> | 事例 2 9 価格調整金等の取扱い…………… <u>111</u> |
| 第三章 事前確認事例 | 第三章 事前確認事例 |
| 事例 3 0 目標利益率に一定の範囲を設定する事例…………… <u>120</u> | 事例 3 0 目標利益率に一定の範囲を設定する事例…………… <u>114</u> |
| 事例 3 1 重要な前提条件…………… <u>124</u> | 事例 3 1 重要な前提条件…………… <u>118</u> |
| 第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例 【事例 4】(独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合) 《ポイント》 独立企業間価格の算定に当たり独立価格比準法に準ずる方法(又は独立価格 | 第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例 【事例 4】(独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合) 《ポイント》 独立企業間価格の算定に当たり独立価格比準法に準ずる方法(又は独立価格 |

改正後

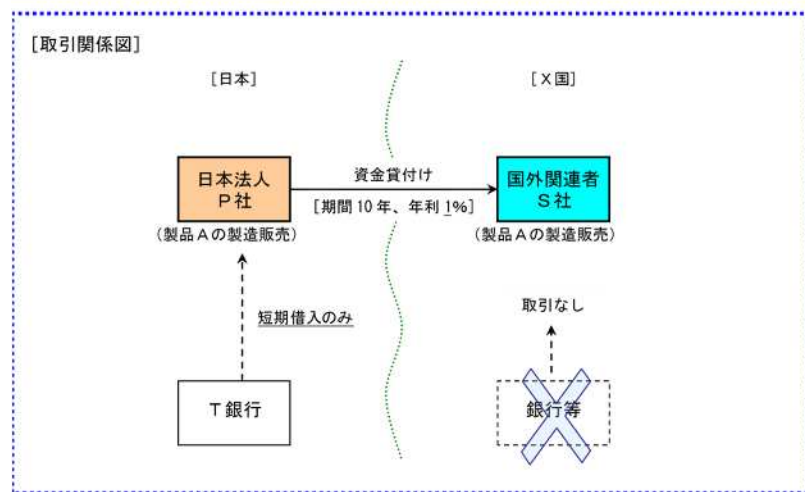
比準法に準ずる方法と同等の方法)が最も適切な方法と認められる事例(前提条件1は棚卸資産の売買取引の場合、前提条件2は金銭の貸借取引の場合、前提条件3は債務の保証の場合)

《前提条件1：棚卸資産の売買取引の場合》(省略)

《移転価格税制上の取扱い》(省略)

《解説》(省略)

《前提条件2：金銭の貸借取引の場合》



(法人及び国外関連者の事業概況等)

.....

(国外関連取引の概要等)

P社は、S社の製造ライン増設に必要な設備投資資金について、期間10年、年利1%(固定金利、単利)、利払いは年1回の条件で、X国通貨建てによりS社に貸付けを行った。当該貸付けは、全てP社の自己資金を原資としており、P社がX国通貨に換算の上、S社に送金したものである。

(法人及び国外関連者の資金調達実績等)

改正前

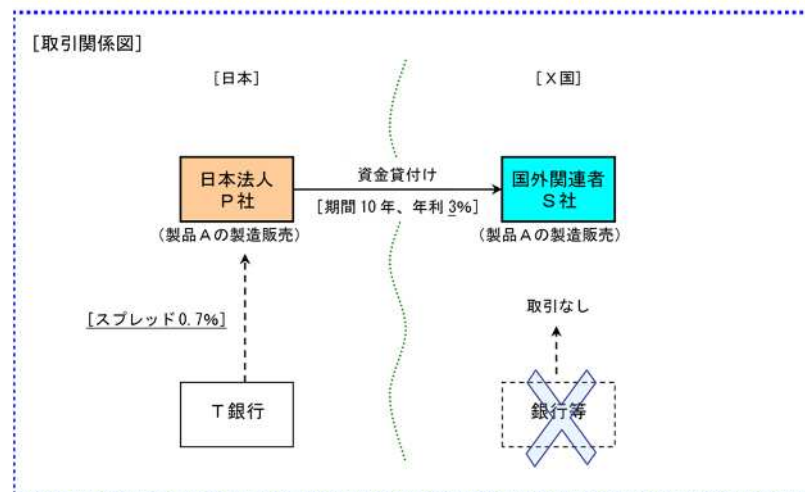
比準法に準ずる方法と同等の方法)が最も適切な方法と認められる事例(前提条件1は棚卸資産の売買取引の場合、前提条件2は金銭の貸借取引の場合)

《前提条件1：棚卸資産の売買取引の場合》(同左)

《移転価格税制上の取扱い》(同左)

《解説》(同左)

《前提条件2：金銭の貸借取引の場合》



(法人及び国外関連者の事業概況等)

.....

(国外関連取引の概要等)

P社は、7年前にS社の製造ライン増設に必要な設備投資資金について、P社の手持資金を原資として期間10年、年利3%の条件で、X国通貨建てによりS社に貸付けを行った。

(法人及び国外関連者の資金調達実績等)

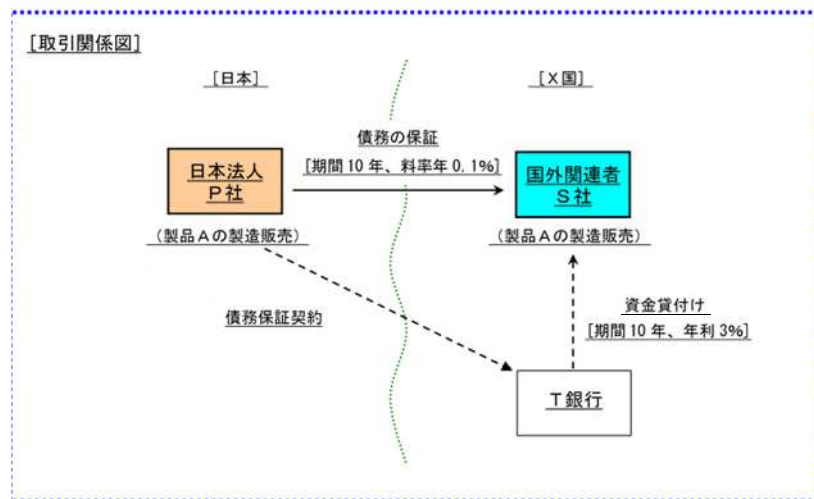
| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>P社及びS社は金融機関以外の非関連者との間で金銭貸借取引を行ったことはない。また、S社はこれまでに銀行等からの借入れがないが、<u>P社は、主取引銀行であるT銀行から運転資金を融通する目的で期間1年以内の短期借入れのみ行っている。</u></p> <p><u>(法人及び国外関連者の信用リスク等)</u></p> <p><u>外部信用格付機関が公開している情報によると、P社の信用格付はA、S社の信用格付はBとされている。</u></p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>(比較可能性分析に基づく検討)</p> <p>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第66条の4第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達66の4(2)-1、同66の4(3)-1、同66の4(3)-3、<u>同66の4(8)-5、事務運営指針3-7</u>等に基づく検討を行い、その結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ | <p>P社及びS社とも、金融機関以外の非関連者との間で金銭貸借取引を行ったことはない。また、S社はこれまでに銀行等からの借入れがなく、<u>S社に係るスプレッド情報を得られる見込みはない。</u></p> <p><u>一方、P社は、過去に主取引銀行であるT銀行から長期借入れを行ったことがあり、P社がS社に貸付けを行った条件と同様の条件でT銀行から借り入れた場合のスプレッド(注1)については、0.7%との回答が同行から得られている。</u></p> <p><u>また、金融情報提供会社の情報によると、貸付日における期間10年のX国通貨に係る金利スワップのスワップレート(注2)は5%となっている。</u></p> <p><u>(注1)スプレッドとは、金融機関等が得るべき利益に相当する金利であり、金融機関等の事務経費に相当する部分や借手の信用リスクに相当する部分を含む。</u></p> <p><u>(注2)金利スワップにおけるスワップレートとは、国際金融市場において示された、短期金利と交換可能な長期金利の水準を示すものである。</u></p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p>(比較可能性分析に基づく検討)</p> <p>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第66条の4第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達66の4(2)-1、同66の4(3)-1、同66の4(3)-3、<u>事務運営指針4-1</u>等に基づく検討を行い、その結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <u>収集できる範囲の情報からは、独立価格比準法と同等の方法及びP社を検証対象の当事者とする原価基準法と同等の方法を適用する上での比較対象取</u> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>・ <u>公開データベースより、国外関連取引と同時期にX国に所在する信用格付Bの法人が、国外関連取引と同様の条件で借り入れる金銭の貸借取引に係る情報が複数把握された。これらの金銭の貸借取引の利率の平均は3%であった。</u></p> <p><u>なお、T銀行に照会したところ、国外関連取引と同様の条件でS社が当該取引銀行から借り入れた場合に付されるであろう利率及びスプレッド(注)に関する情報が得られたが、当該利率及びスプレッドは融資の審査・承認を経て実際の取引において適用されたものではなく見積り上の指標であった。したがって、現実の取引に依拠した客観的な指標ではない当該利率及びスプレッドを比較対象取引として用いる方法は適切ではない。</u></p> <p><u>(注) スプレッドとは、一方の者が他方の者の信用リスクを引き受ける場合に得るべき利益に相当する利率等（金利その他これに類する指標をいう。）をいい、当該一方の者が当該信用リスクを引き受ける場合の管理費用その他の費用に相当する部分及び当該信用リスクに相当する部分を含む。</u></p> <p>(独立企業間価格の算定方法の選定)</p> <p>上記の検討結果から、本事例では、<u>S社と同程度の信用力であるBの信用格付を有する法人が借り入れた金銭の貸借取引の利率の平均を基に独立企業間価格を算定する独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な方法として選定することが妥当と認められる。</u></p> <p>これによると、P社とS社との間の金銭貸借取引に係る独立企業間の利率は<u>3%</u>となる。</p> <p>《解説》</p> <p>1</p> <p>2 <u>国外関連取引との比較可能性が同等の比較対象取引が複数ある場合において、それらの取引に係る価格又は利益率等の平均値を用いて基本三法に準ず</u></p> | <p><u>引の候補を見いだすことができない。</u></p> <p>・ <u>S社が同様の条件で銀行等から借り入れた場合に付されるであろう利率に関する情報が得られないため、事務運営指針3-8(1)に掲げる利率を用いる方法は適用できない。</u></p> <p>・ <u>P社には銀行借入れの実績があり、P社の取引銀行からP社に係るスプレッド情報が得られることから、これを基に事務運営指針3-8(2)に掲げる利率を用いる方法を適用することができる。</u></p> <p>(独立企業間価格の算定方法の選定)</p> <p>上記の検討結果から、本事例では、<u>事務運営指針3-8(2)に掲げる利率を独立企業間の利率として用いる独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な方法として選定し、独立企業間価格を算定することが妥当と認められる。</u></p> <p>これによると、P社とS社との間の金銭貸借取引に係る独立企業間の利率は、<u>5.7%</u>となる <u>(スワップレート5%+スプレッド0.7%)</u>。</p> <p>《解説》</p> <p>1</p> <p>2 <u>国外関連取引と比較可能な非関連者間取引が見いだせない場合であっても、市場価格等の客観的かつ現実的な指標（例えば、本事例における市場金</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>る方法（又は基本三法に準ずる方法と同等の方法）により独立企業間価格を算定することができる（基本三法に準ずる方法については、【事例1】解説参照。）。</p> <p>3 取引の当事者に係る信用力の比較可能性を検討する場合には、当該当事者の信用格付その他の信用状態の評価の結果を表す指標（以下「信用格付等」という。）を用いることができる（事務運営指針3-8(2)）。</p> <p>検討の対象となる信用力は原則として借手の信用格付等を用いることになるが、例えば、国外関連取引における借手が、企業グループの主力事業と顧客基盤に密接に関わっており、企業グループの収益の面で大きな位置を占めていることによって企業グループにおける重要度において貸手と同程度である等当該借手と貸手の信用力が大きく異ならないと認められるような場合には、当該貸手の信用格付等を用いて独立企業間価格を算定することができる<u>ときがある。</u></p> <p>また、<u>国外関連取引における借手が、外部信用格付機関の信用格付を得ていない場合であっても、公開の財務ツール等から当該国外関連取引における借手と同様の信用力を有する企業に付されるであろう信用格付を算定できる場合には、当該信用格付を用いて独立企業間価格を算定することができる<u>ときがある。</u></u></p> | <p>利)が入手可能なときは、<u>そのような取引を比較対象取引として基本三法に準ずる方法（又は基本三法に準ずる方法と同等の方法）により独立企業間価格を算定することができる（基本三法に準ずる方法については、【事例1】解説参照。）。</u></p> <p>3 <u>金銭の貸付け等を業としない法人の金銭貸借取引については、例えば、次の図に掲げる方法の適用について検討することとなる。</u></p> <div data-bbox="1227 523 1982 1248" data-label="Diagram"> <p>【図】</p> <p>（基本三法と同等の方法）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 独立価格比準法と同等の方法 又は 原価基準法と同等の方法 </div> <p style="text-align: right;">⇒ 実際の取引金利を使用</p> <p>（基本三法に準ずる方法と同等の方法）</p> <p>① 事務運営指針3-8(1)の利率による方法： <small>（借手の銀行調達利率による方法）</small> ⇒ 市場金利を使用</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 事務運営指針3-8(2)の利率による方法： <small>（貸手の銀行調達利率による方法）</small> ⇒ 市場金利を使用</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 事務運営指針3-8(3)の利率による方法： <small>（国債等の運用利率による方法）</small> ⇒ 市場金利を使用</p> </div> <p>・ <u>上記の基本三法に準ずる方法と同等の方法（独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法）は、金銭の貸付け等を業としない独立の事業者の間で成立するであろう利率として想定される市場金利を用いる方法であり、①、②及び③の順に独立企業原則に即した結果が得られることとなる。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>4. <u>国外関連取引の借手及び貸手が非関連者で行う内部の比較対象取引が見いだせない場合でも公開データベース等から外部の比較対象取引が把握できる場合がある。また、金銭の貸借取引に係る比較対象取引が把握できない場合には、当該借手又は貸手と業種、規模及び信用格付等が類似する法人が発行する社債の利回り等を用いて独立企業間価格を算定することができる場合がある。</u></p> <p>5. <u>金銭の貸借取引に係る比較対象取引を現実に行われる取引の中から見いだすことが困難な場合で、金融市場における利率その他の現実に行われる取引に依拠した客観的な指標（以下「市場金利等」という。）で国外関連取引と通貨、時期、期間、信用力その他の比較可能性に影響を与える要素が同様の状況にあるものにより比較対象取引を想定することができる場合は、当該市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができる（事務運営指針3-8(1)）。</u></p> <p><u>例えば、公開されている銀行間取引金利、金利スワップレート又は国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率その他スプレッドが零の、又は概ね零に近い市場金利等（リスクフリー利率）にスプレッドを加算した利率等を用いて想定した取引を比較対象取引として用いる方法が挙げられる（事務運営指針3-8(4)）。</u></p> <p><u>なお、非関連者である銀行等に照会して取得した見積り上の利率又はスプレッドのように現実に行われる取引に依拠しない指標は、市場金利等には該当しない（事務運営指針3-8(5)）。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金銭の貸付けが、手持資金によるものか、借入資金によるものかの違いによる取扱いの差はない。</u> ・ <u>同一通貨の同一条件による金融取引である場合には、各金融市場における金利水準は、ほぼ同一と考えられることから、基本的に市場の違いによる差異を考慮する必要はない。</u> |

《前提条件3：債務の保証の場合》



（法人及び国外関連者の事業概況等）

日本法人P社は、製品Aの製造販売会社である。X国法人S社は、製品Aの製造販売を行うP社の子会社である。P社はS社の製造ライン増設に必要な設備投資資金のために、非関連者であるT銀行との間で、S社が債務不履行に陥った場合にP社がS社の債務を全て履行する契約（債務保証契約）を結び、S社はT銀行から期間10年、年利3%（固定金利、単利）、利払いは年1回の条件で、X国通貨建てにより借入れを行っている。また、T銀行からの借入金額はP社の債務保証がない場合においてもS社が単独で借入可能な金額である。

（国外関連取引の概要等）

P社がS社の債務の保証を引き受けることにより、S社はP社と同等の信用力による借入が可能となっている。

当該債務の保証の引き受けの対価として、P社はS社から期間10年、年1回の支払い条件で、S社のT銀行からの借入残高に対し保証料率0.1%を乗じた金額を保証料として受け取ることをしている。

（新設）

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>(法人及び国外関連者の信用リスク等)</u></p> <p><u>外部信用格付機関が公開している情報によると、P社の信用格付は継続的にA+であり、S社の信用格付はAである。なお、このS社の信用格付は、同社がP社のグループに属している事実が考慮されたものであり、この事実がなかったとした場合のS社の単独の信用格付はBである。</u></p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p><u>(比較可能性分析に基づく検討)</u></p> <p><u>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第66条の4第2項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達66の4(2)-1、同66の4(3)-1、同66の4(3)-3、事務運営指針3-7等に基づく検討を行い、その結果は次のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 国外関連取引の内容は、P社がS社のT銀行からの借入に係る債務について保証を引き受け、その引受けの対価として保証料をS社から受け取る取引であることから、検証対象の当事者としてP社又はS社のうちどちらを採用しても適切と認められる。</u> <u>・ 公開データベースより、国外関連取引と同時期にX国に所在する信用格付Bの法人が金融機関と行う借入期間10年、利払い年1回及びX国通貨建ての条件による金銭の貸借取引に係る利率は6%であり、信用格付Aの法人が同様の状況の下で借入れた場合に付される利率は4%であることが確認できる。また、S社がT銀行に支払う利率は、P社の信用格付と同等のA+の信用格付を有する法人がS社と同様の状況の下で借入れた場合に付される利率3%であることが確認できることから、P社による保証の引受けによりS社のT銀行からの借入に係る条件が改善されていることも判明している。</u> <u>・ 公開財務ツールより、P社が保証の対象であるS社の債務の不履行が生ずる場合に負担するべき損失の額（デフォルト確率を勘案した期待損失の額）の当該債務の額に対する割合（以下「S社の期待損失率」という。）を計算し</u> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>たところ、0.5%であった。</u></p> <p><u>(独立企業間価格の算定方法の選定)</u></p> <p><u>上記の検討結果から、本事例では、P社が引き受けた債務の保証を背景としたS社の信用力の改善の事実を踏まえて、当該信用力の改善がある場合とないとした場合の借入に係る利率の差をもって比較対象取引を想定するに当たって勘案する事項とすることができることから、X国に所在するA+の信用格付を有する法人がS社と同様の状況の下で借り入れた場合に付される利率3%とX国に所在する信用格付がAである法人が同様の状況の下で借り入れた場合に付される利率4%を基にこれらの利率の差（いわゆる信用力に応じたスプレッドの差）及びS社の期待損失率0.5%を勘案して想定した取引を比較対象取引として用いて独立企業間価格を算定する独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な方法として選定することが妥当と認められる。</u></p> <p><u>これによると、P社とS社との間の金銭の貸借取引に係る独立企業間の保証料率は0.75%（上記スプレッドの差1%及び期待損失率0.5%の平均値）となる。</u></p> <p>《解説》</p> <p><u>1 独立企業間価格の算定方法の選定及び比較可能性分析を行う場合に留意すべき点等については、【事例1】解説参照。</u></p> <p><u>2 法人と国外関連者との間で行われた債務保証等について調査を行う場合には、当該債務保証等の対象である債務の性質及び範囲並びに当該債務保証等が当該法人又は当該国外関連者に与える影響に配慮することとされている（事務運営指針3-7(2)）。</u></p> <p><u>本事例では、債務の保証を行った法人が、主たる債務者である国外関連者</u> <u>がその債務を履行しない場合に国外関連者に代わってその履行をする法的な</u> <u>責任を負うことを銀行との債務保証契約により明示している。また、法人が</u> <u>国外関連者の債務の保証を引き受けていることにより国外関連者の信用力が</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>増し、<u>国外関連者が借入先である銀行に対して支払う利息の利率が、当該保証がなかったとした場合よりも低くなっているなど、当該債務の保証により、法人又は国外関連者に影響が生じていることが認められ、当該債務の保証の対価について移転価格税制上の問題の有無を検討する必要がある。</u></p> <p><u>3 また、国外関連者が法人のグループに属していることにより、国外関連者が単独で借り入れる場合よりも低利で借り入れることが可能となっていることも明らかになっている。このような便益については法人及び国外関連者の受動的な関係のみから得られた付随的な便益に起因するものであり、法人又は国外関連者において機能の遂行を伴わない限り対価が発生するものではないため、法人及び国外関連者の間で配分を行う必要はない（事務運営指針 3 - 8(2) (注)1)。</u></p> <p><u>本事例において国外関連者の信用力の比較可能性を判断する場合には、国外関連者が企業グループに属していないとした場合の単独の信用格付（信用格付B）を基に判断するのではなく、上記の付随的便益を加味した結果引き上げられた高い信用格付（信用格付A）を基に判断することとなる（事務運営指針 3 - 8(2) (注)2)。</u></p> <p><u>4 本事例は、債務の保証に係る取引の比較対象取引を現実に行われる取引の中から見いだすことが困難な場合の事例であるが、当該債務の保証に係る取引と比較可能性に影響を与える要素が同様の状況にある金銭の貸借取引の利率で当該債務の保証が行われなかったとした場合と行われた場合のそれぞれの場合の信用力に応じた利率の差及び債務保証等の対象である債務の不履行が生ずる場合に当該債務保証等を行った者が負担すべき損失の額の当該債務の額に対する割合（いわゆるデフォルト確率にデフォルトが生じた場合の損失率を乗じた値：期待損失率）を勘案して、これらの値の平均値を用いる方法により、当該債務の保証に係る取引の比較対象取引を想定することができるため、当該方法を最も適切な方法として選定している。</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>債務保証等に係る比較対象取引を想定するに当たって勘案する事項として、上記の方法のほか、一方の者が金銭を支払い、これに対してあらかじめ定めた第三者の信用状態に係る事由が生じた場合に、他方の者が金銭を支払うことを約するデリバティブ取引に係るスプレッド（いわゆるクレジット・デフォルト・スワップに係るスプレッド）もあるため、個々の国外関連取引について情報の入手可能性を勘案し、合理的に算定することに留意する（事務運営指針3-8(6)）。</u></p> <p><u>5 債務の保証を含め、信用を補完する行為には様々な種類が存在する。債務者にとってどのような経済的又は商業的価値を有しているのか、信用補完を与える者と信用補完を受ける債務者それぞれにおいて生ずる影響を的確に把握して移転価格上の問題の有無を検討する必要がある。必要に応じて事務運営指針3-10及び3-11の取扱いも踏まえて検討を行うことに留意する（事務運営指針3-7(3)）。</u></p> | |

改正後

【事例7】（寄与度利益分割法を用いる場合）

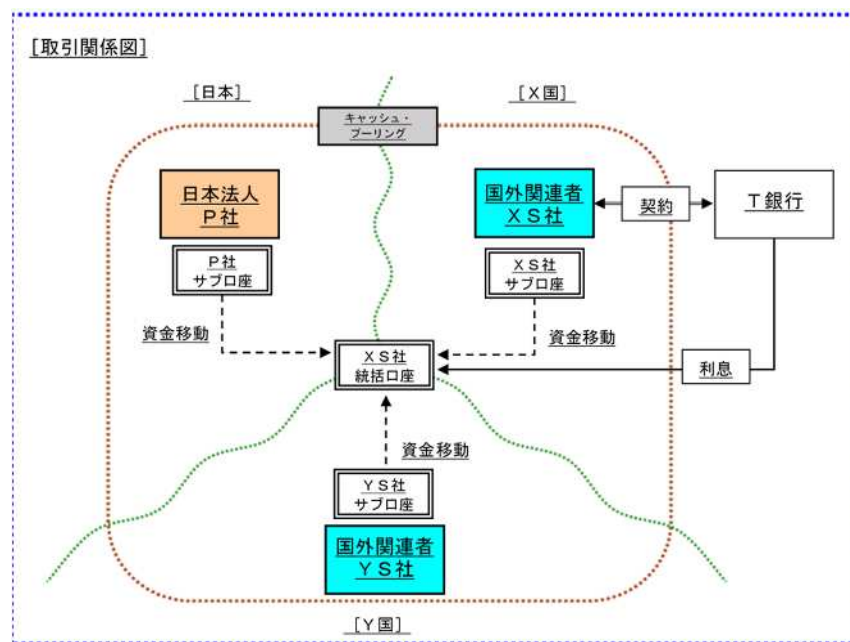
《ポイント》（省略）

《前提条件1》（省略）

《前提条件2》（省略）

《前提条件3》（省略）

《前提条件4：キャッシュ・プーリング》



（法人及び国外関連者の事業概況等）

日本法人P社は、製品Aの製造販売会社である。X国法人XS社は、P社グループ内の資金管理を行うP社の子会社であり、Y国法人YS社は、製品Aの製造販売を行うP社の子会社である。P社グループは資金管理の効率化を目的として、XS社をプール・リーダーとする資金プーリング契約をP社、XS社及びYS社で締結した。

改正前

【事例7】（寄与度利益分割法を用いる場合）

《ポイント》（同左）

《前提条件1》（同左）

《前提条件2》（同左）

《前提条件3》（同左）

（新設）

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>(グループ内資金プーリング契約について)</u></p> <p><u>X S社はプール・リーダーとして非関連者であるT銀行との間でグループ内資金プーリング契約を締結することによりX S社統括口座、P社、X S社及びY S社それぞれのサブ口座を開設した。</u></p> <p><u>P社、X S社及びY S社のサブ口座について、残高がプラスの場合には資金がX S社統括口座に集められ、残高がマイナスの場合にはX S社統括口座から資金の送金を受ける。このように、各サブ口座とX S社統括口座との間の資金移動を行うことを通じて、各サブ口座の残高が定期的にゼロとなるように調整することとされている。X S社統括口座に集中した資金はサブ口座を通じてP社、X S社及びY S社において入出金が可能である。</u></p> <p><u>T銀行は上記グループ内資金プーリング契約に基づき口座管理を行っており、リアルタイムで資金移動の状況をX S社に対し通知している。また、T銀行はX S社統括口座にプールされた残高に応じて、預金利息(年利1.0%)をX S社に対し支払っているが、X S社は当該利息をP社及びY S社に配分していない。</u></p> <p><u>X S社は、T銀行からの通知を受けて、資金移動のたびにグループ内で生じる資金の貸借を記帳する等の役務提供を行っている。X S社は、この役務提供の対価として、当該預金利息の中から取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法により当該役務提供の総原価に5%のマークアップを加算して算定した金額の配分を受けている。</u></p> <p><u>(グループ内資金プーリング契約の効果)</u></p> <p><u>上記グループ内資金プーリング契約により、P社、X S社及びY S社がそれぞれの取引銀行に預金する場合よりも良い条件で、T銀行から預金利息を受領している(各社ともそれぞれの銀行に預金する場合の利息は年利0.5%)。</u></p> <p>《移転価格税制上の取扱い》</p> <p><u>(比較可能性分析に基づく検討)</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>独立企業間価格の算定に当たっては、措置法第 66 条の 4 第 2 項の規定により最も適切な方法を事案に応じて選定する必要があることから、措置法通達 66 の 4(2) - 1、同 66 の 4(3) - 1、同 66 の 4(3) - 3、事務運営指針 3 - 7 等に基づく検討を行い、その結果は次のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>P 社、X S 社及び Y S 社が結んだグループ内資金プーリング契約は、グループ全体での資金管理の効率化を目的として 3 社で締結したものであり、3 社が契約に従って意図的に協調行動を行ったことにより、銀行から受け取る預金利息が増加していることから、相互作用による共通便益が生じているものと認められる。</u> ・ <u>X S 社の行う記帳等の役務提供の対価については、独立企業間価格と認められる。</u> ・ <u>本事例における預金利息の増加のようなキャッシュ・プーリング契約に係る取引を行うことにより得られる利益を非関連者との間で配分するようなケースはなく、国外関連取引の当事者のいずれか一方のみを検証対象とすることは適切ではないと認められる。</u> ・ <u>また、現実に、収集できる範囲の情報からは、独立価格比準法と同等の方法、再販売価格基準法と同等の方法、原価基準法と同等の方法及び取引単位営業利益法と同等の方法を適用する上での比較対象取引の候補を見いだすことができない。また、ディスカウント・キャッシュ・フロー法と同等の方法を適用する上で、独立企業間価格を算定するための前提となる事項について検証可能で合理的な情報を入手することができない。</u> ・ <u>本事例の国外関連取引において、比較利益分割法と同等の方法を適用する上での比較対象取引の候補を見いだすことができない。</u> <p><u>(独立企業間価格の算定方法の選定)</u></p> <p><u>本事例においては、グループ内資金プーリング契約に基づき P 社、X S 社及び Y S 社間で行われる資金移動により残高が集中した X S 社統括口座に対し、</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>T銀行から支払われた預金利息のうちXS社の行う記帳等の役務提供の対価に相当する部分を除いた金額を、資金移動が行われる前のP社、XS社及びYS社の口座残高に応じて配分する寄与度利益分割法と同等の方法又は残余利益分割法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な算定方法として選定し、独立企業間価格を算定することが妥当と認められる。</u></p> <p><u>《解説》</u></p> <p><u>1 独立企業間価格の算定方法の選定及び比較可能性分析を行う場合に留意すべき点等については、【事例1】解説参照。</u></p> <p><u>2 基本三法に準ずる方法（基本三法に準ずる方法と同等の方法を含む。）に関しては、【事例1】解説参照。</u></p> <p><u>3 キャッシュ・プーリング契約に係る取引について調査を行う場合、資金移動される残高に関する事実及び状況に限らず、より広くプーリング契約全体の条件も考慮することに留意する。本事例の記帳等の役務提供のように金融取引に関連して行われる財務上の活動の取扱いについては、【事例26】解説参照（事務運営指針3-7(3)）。</u></p> <p><u>4 キャッシュ・プーリング契約に係る取引については、通常、法人及び国外関連者の意図的な協調的行動を通して生み出されるグループシナジーの結果、貯蓄増加と資金の効率性の向上等の効果が生じる。調査においては個々の事案において意図的な協調的行動の結果としてどのような効果が生じているかを検討し、当該効果の性質、利益又は損害を受ける金額及び当該利益又は損失の配分方法を検討する必要がある（事務運営指針3-8(7)）。</u></p> | |